

女子差別撤廃条約の実施状況に関する 国連女子差別撤廃委員会の最終見解について

平成 28 年 5 月 13 日
男女共同参画局

I 女子差別撤廃条約概要

女子差別撤廃条約 (Convention on the Elimination of Discrimination against Women : CEDAW) は、女性・女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃することを基本理念とした条約であり、1979 年に国連において採択され、1981 年に発効した (我が国は 1985 年批准。本年 4 月現在、同条約締約国は 189 国)。

女子差別撤廃条約の締約国は、条約の実施のためにとった立法、司法、行政その他の措置等について、定期的に報告書を国連事務総長に提出し、女子差別撤廃委員会からの審査を受けることとされており、この審査結果を踏まえ、同委員会は、締約国に対する「勧告」を含む最終見解を発出する。なお、本最終見解には法的拘束力はない。

我が国は、一昨年 9 月に、女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告を提出し、本年 2 月 16 日には、ジュネーブで女子差別撤廃委員会による口頭審問が開催された。

(日本政府代表団長は、杉山晋輔外務審議官。その他、内閣府、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部から職員が参加。)

上記審問の後、3 月 7 日、女子差別撤廃委員会は我が国の第 7 回及び第 8 回報告に対する最終見解を発出した。

II 女子差別撤廃委員会からの最終見解概要

1. 肯定的な側面

- (1) 前回審査 (2009 年) 以降の多くの法律の制定・改正等の進展
- (2) 女子差別撤廃と女性の権利向上のための政策枠組の強化
- (3) 前回審査以降の国際文書の批准

2. 主要な関心事項及び勧告

- (1) 国会
- (2) 本条約の法的地位、認知度及び選択議定書の批准
- (3) 女性に対する差別の定義
- (4) 差別的な法律及び法的保護の欠如
- (5) 国内人権機構

- (6) 女性の地位向上のための国内本部機構
- (7) 暫定的特別措置
- (8) 固定観念と有害な慣行
- (9) 女性に対する暴力
- (10) 人身取引及び売買春による搾取
- (11) 「慰安婦」
- (12) 政治的及び公的活動への参画
- (13) 教育
- (14) 雇用
- (15) 健康
- (16) 経済的・社会的給付
- (17) 農山漁村女性
- (18) 災害リスクの削減と管理
- (19) 不利な状況にあるグループの女性
- (20) 結婚・家族関係
- (21) 本条約の選択議定書
- (22) 北京宣言及び行動綱領
- (23) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ
- (24) 周知
- (25) その他の条約の批准

3. フォローアップ事項

以下については、実施状況について2年以内にフォローアップを行う。

- (1) 民法改正（女性の婚姻年齢の引き上げ、夫婦の氏を選択、女性の再婚禁止期間の廃止）
- (2) 性差別発言及びヘイトスピーチ規制
- (3) アイヌ・在日韓国朝鮮人・移民女性等に対する偏見解消に向けた取組

4. 次回定期報告

2020年3月に提出

以上